

現在、外出支援サービスを利用されている皆様へ

## 新型コロナウイルスワクチン（令和5年分）

接種時にのみ使用できるタクシーチケットを交付します。

（接種会場の行き帰りのタクシー料金を一部助成）

新型コロナウイルスワクチンの追加接種に伴い、タクシー料金を一部助成するチケットを交付します。

### <交付対象者>

市の外出支援サービスの利用決定通知書が送られており、既に新型コロナウイルスワクチン初回接種（1・2回目接種）が終了し、前回接種日から3ヶ月以上経過している方にお送りしています。

### <チケット交付枚数>

1人につき2枚（往復分）をお送りしています。

1枚あたりの助成金額は、外出支援サービスと同額です。

## お使いいただく際の注意点

- ① このチケットは、外出支援サービスを利用されているご本人が、接種会場へ行く又は接種会場から帰宅する場合のみ使えます。  
※接種会場となっているのは、次の3つの医療機関です。  
・富良野協会病院      ・ふらの西病院      ・かわむら整形外科医院
- ② 接種の際には、必ず、今回交付するチケットをご利用ください。  
お手元にある前回までのチケットは、破棄してください。
- ③ このチケットを支給されたご本人が必ず乗車してください。その際、ご家族等が同乗しても構いません。
- ④ このチケットを、ほかの人に譲ることはできません。不正な利用を確認した場合には、助成額を返還いただくことがあります。
- ⑤ このチケットを使用できるのは、富良野市内において、富良野タクシーと中央ハイヤーの2社です。
- ⑥ 有効期限は令和6年3月31日までです。  
なお、再交付は行っておりませんので紛失しないようご注意ください。
- ⑦ ご本人が接種しない場合は、このチケットを市高齢者福祉課まで返却いただくか、破棄してください。  
なお、これは新型コロナウイルスワクチンの接種を強制するものではありません。

### 【お問い合わせ先】

富良野市保健福祉部 高齢者福祉課  
富良野市弥生町1番1号 富良野市複合庁舎2階  
電話 0167-39-2255